

（1）組合員証（保険証）の交付手続きについて

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。組合員証（保険証）の発行の手続きは、以下の通りです。

（注）新規加入者のうち、令和5年度末まで当支部の組合員であった方については、下記の手続きと異なる場合がありますので、「★年度替わりの手続きパターン」を確認してください。

ア 事業主からデータ提供がある場合

- ・ 府費負担※・大阪市費負担・堺市費負担の教職員
- ・ 大阪公立大学の教職員
- ・ 政令市以外の市費負担教職員のうち、泉佐野市、吹田市、泉南市、東大阪市、枚方市、八尾市の方（教職員とは、正規職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員のことを指します。）

※ただし府費の正職員で年度途中の採用者・異動者については下記イの対象になります。

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに

①組合員証、②登録内容確認通知書

を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

- ・ データの提供時期にもよりますが、概ね4月中旬から下旬までを目途に発送予定です。
- ・ データの提供は職種等により異なるため、同一所属所内でも組合員証の交付が前後することがありますのでご了承ください。
- ・ 被扶養者認定を急がれる場合であっても、本人の組合員証の交付まではご家族のお手続きはできませんので、事前に下記（2）の提出書類の準備を行っていただき、本人の組合員証の交付・到着をお待ちください。

イ 事業主からのデータ提供がない場合（上記アに該当しない場合）

下記①～④の提出書類を各所属所から資格担当あてに提出してください。

すべての提出書類の受領後に手続きを進め、完了後、所属所あてに組合員証を送付します。

<提出書類>（◎は、共済組合所定の様式）

①◎「組合員資格取得届書」

②◎「組合員個人番号報告書」

③根拠書類

正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し

非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・通勤勤務時間等の記載が必要）

④◎「年金加入期間等報告書」（一般組合員のみ必要）

（平成9年1月1日以降、公立学校共済組合大阪支部の組合員になったことのある方は提出を省略できます。）

資格取得等に伴う注意事項

- ① 組合員証到着までの代わりになるもの（資格証明書など）は交付することはできません。
新たに組合員の資格を取得したことが当共済で確認できましたら、「組合員証」を交付します。
組合員証が届くまでに医療機関を受診される場合は、一旦、窓口で全額負担することになりますが、自己負担した診療費のうち保険診療分については、組合員証の受領後、医療担当へ「療養費・家族療養費」の請求をすることで給付を受けることができます。
- ② 個人番号報告書等により収集したマイナンバーは、地方公共団体との情報連携等による確認の後、健康保険証情報と紐付けを行い、オンライン資格確認が可能になります。紐付けには組合員個人番号報告書の提出後、一定のお時間をいただいております。

また、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能な旨周知されていますが、利用にあたっては上記紐付けの完了のほか、各自でマイナポータルにおいて、健康保険証としての利用開始手続きが必要ですのでご注意ください。

- ③ 当共済組合の資格取得した方が、資格取得する前は健康保険（当共済組合も含む）の被扶養者であった場合、被扶養者の取消手続きを行ってください。
- ④ **任意継続組合員に加入している方が、現職の組合員として採用された場合**
 - ・任意継続組合員の組合員期間中に、再び大阪支部の（現職）組合員となる場合は、任意継続組合員の資格は喪失します。
 - ・任意継続組合員の加入時に送付した「任意継続組合員のしおり」に手続き方法と様式を掲載していますので資格喪失の申出を行ってください。※申出により、未経過の任意継続組合員掛金が還付されます。
 - ・**現職の組合員としての任用満了後、再度、任意継続組合員になるには、改めて引き続く1年と1日以上の現職組合員期間が必要**ですので、ご注意ください。

(2) 被扶養者の認定手続き（家族分の保険証の交付手続き）

① 当支部の資格取得前に公務員共済組合に加入であった方が、引き続き扶養認定を希望する場合

主に人事異動等により加入する健康保険が変更になった方が、前健康保険組合で被扶養者の認定を受けていたご家族を、当共済組合でも被扶養者として認定を希望される場合は、通常の提出書類ではなく、下記のとおり必要な書類を一定省略した手続きでも、被扶養者の認定を受けられます。

他の公務員共済組合からの転入（注） の場合に提出が必要な書類	他都道府県公立学校（他支部）からの転入（注） の場合に提出が必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ◎「被扶養者認定申告書」 ◎「被扶養者個人番号報告書」 ◎「被扶養者認定に関する申立書（異動者用）」 <ul style="list-style-type: none"> ・「資格喪失証明書」（被扶養者が記載されているもの） ◎「国民年金第3号被保険者関係届」 (20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「被扶養者認定申告書」 ◎「被扶養者個人番号報告書」 ◎「被扶養者認定に関する申立書（異動者用）」 <ul style="list-style-type: none"> ・他支部の組合員被扶養者証 ・他支部の高齢受給者証（交付者のみ） ◎「国民年金第3号被保険者関係届」 (20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ)

◎は共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

(注) 転入とは一日も間の空かないもののみを指します（間が空く場合は下記②の取扱いとなります）。

② ①以外の場合で扶養認定を希望する場合

前頁（1）の本人の組合員証の交付手続きがアの方については、本人証到着後に送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

なお、本人の組合員証到着までは家族の扶養認定手続きはできませんので、家族の証の交付を急がれる場合は、下記の＜提出書類＞について、本人証到着後、速やかな提出ができるようご準備をお願いします。

前頁（1）の本人の組合員証の交付手続きがイの方については、本人の資格取得届の提出と同時に、提出後に下記の＜提出書類＞を提出してください。

なお、本人の資格取得手続き完了までは家族の扶養認定手続きはできません。

＜提出書類＞

1. ◎被扶養者【認定・取消】申告書
2. ◎<被扶養者の認定書類一覧表>記載の添付書